

一般会計決算審査特別委員会から分担された部分を審査するため、令和4年9月16日に文教福祉分科会を開催しました。

認定第1号 令和3年度総社市一般会計歳入歳出決算認定

～結果～

次のような審査の結果、本分科会に分担された部分については、全員一致で認定すべきであると取りまとめることに決定

～質疑～

問：市民後見推進事業、権利擁護事業について、初期対応の遅れが問題の長期化、深刻化を招くこととあるが、具体的にどのようなことが問題になっているのか。

答：認知症が始まった際に、本人、親族、家族が成年後見制度の申立を行うことが望ましいが、市長申立を行う場合もある。関係機関と連携し、早期の手続きを行うことが必要である。

問：地域子育て支援拠点事業について、5箇所の保育所で実施されており、1箇所あたり約800万円と委託料が高いが、利用者はなぜ少ないのか。

答：新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用実績が少なくなっている。国が定めた金額に応じて、委託料を支払っている。

問：障害児施設通所費等支給事業について、扶助費、受給者数が年々増加しており、平成24年度と令和3年度を比較すると4倍となっている。子どもの出生数は減ってきているが、増加する理由は何か。

答：岡山県でも平成24年度と令和2年度を比較すると5倍となっており、全国的にも増えている。増加する理由としては、平成24年度の法改正によるものと、子どもの成長とともに支援が不要になるものではないため、年々受給者が増えている。

問：感染症対策事業の自宅療養者買い物支援について、食料品や日用品などの購入に係る費用の財源はどうか。

答：国庫支出金を充当しており、具体的には地方創生臨時交付金である。

問：放課後学習サポート事業について、支援員、指導員はどこに配置し、どういったことを行っているのか。

答：令和3年度においては、総社小学校、総社中央小学校、総社北小学校、総社東小学校、秦小学校、神在小学校、総社西小学校、総社西中学校、総社中学校、昭和中学校に配置された。

基本的には補充学習を行うもので、放課後に学習サポートを行っているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、訪問日数が確保できなかった。

問：小学校教育振興経費について、モバイルルータの通信料が発生しているが、実際に使用する機会はあったのか。また、学級閉鎖が終われば返却してもらうのか。また、保護者の負担はないのか。

答：1年程前に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、小学校4年生以上は家で使用できるかのテストを行った。その後、学級閉鎖が長くなる場合は、パソコンを家に持ち帰ってやりとりを行った。その際に、家に使用できる環境が無い場合は、貸出しを行った。また、常時貸出すのではなく、使用後は返却してもらい、保護者の負担はない。

問：体育施設維持管理経費の市営プールの修繕料について、昨年はプールを実施していないのに、修繕する必要があったのか。

答：結果的には実施できなかったが、プールの開放を想定したうえで、必要な修繕を行ったものである。